

全淨連NEWS

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

vol.

186

2025-8

Close Up Zenjohren News

第13回総会で合併転換等決議採択

Topics

個人情報の取り扱いに係る通知発出

浄中連総会で会長に上田勝朗氏

下水道事業認可区域を浄化槽に転換





目 次

●第13回定時総会で合併転換年5万基等決議採択（全淨連）	1
環境省、国土交通省、議連などから来賓多数	
●業界功労者等表彰	7
●2025年度全淨連スローガン、第13回定時総会決議	10
●浄化槽法施行と個人情報保護に関し通知発出（環境省）	11
●理事会・総会で上田勝朗会長が新会長に（浄中連）	14
●公共下水道事業認可区域を浄化槽に転換（株洲市）	15
●令和4年度末時点で13県が法定協議会設置（環境省）	16
●生活排水未処理人口が対前年度4.1万人減（総務省）	18
●小規模合併槽出荷基数8.7万基と1割減（JSA）	19
●2025年度「浄化槽の日」第39回全国浄化槽大会実施要領（「浄化槽の日」実行委員会）	20
●浄化槽技術研究会会員募集（JECES）	21
●全淨連・会務報告／全淨連関係機関・団体との会議等報告	22

第13回定時総会で合併転換年5万基等決議採択

環境省、国土交通省、議連などから来賓多数

全净連

(一社)全国浄化槽団体連合会は6月25日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で第13回定時総会を開催した。2024年度事業報告および収支決算など全4議案、報告2事項を承認し、総会決議として単独処理浄化槽の合併転換年5万基達成、浄化槽コンサルタント事業の推進、建設業における浄化槽工事業新設など7項目の方針を掲げた。総会後は記念講演、懇親会を開き、来賓には浅尾慶一郎環境大臣、古川康国土交通副大臣、さらに関係団体、自民党浄化槽推進議員連盟、公明党浄化槽推進議員懇話会などから多くの国会議員が駆けつけた。

総会は午後1時、正会員・特別会員の代表者、随行者など約180名の出席を得て開かれた。

冒頭で上田会長は、「昨年、この総会におい



上田勝朗会長

て『浄化槽ビジョン2024』を発表した。行政が策定するビジョンとは別に、現場を知る立場から浄化槽の普及促進に必要な事項を盛り込ませていただいた。しかし1年経てばビジョンも古くなる。そういう意味で常に見直しを行いつつ、事業計画の中で実行に移してまいりたい。また令和8年度で汚水処理施設概成



総会の様子

の目標年度を迎えるが、施設整備を目的に行われてきた国の補助制度も方向、もしくは目的が変わる可能性がある。つまり今年度中には私どもも、今後の浄化槽整備のあり方について要望をまとめることも必要ではないか。人口減少で下水道事業の運営は年々厳しさを増し、私たち浄化槽業界がカバーすることも必要な時代が来る。その際、浄化槽の信頼を高めておくことが大きな課題となる。浄化槽のPRや周知、特定既存単独処理浄化槽の措置促進、適正な維持管理の実施、ぜひ皆さんと一緒に取り組んでまいりたい」と呼びかけた。

4議案、報告1事項を承認 総会決議に合併転換等7項目

この後の議案審議では、議長に田村茂人氏（徳島）を選出し、第1号議案「2024年度事業報告および収支決算について」、第2号議案「全浄連第13回定時総会決議（案）について」、第3号議案「定款の変更について」、第4号議案「役員（理事・監事）の補欠選任について」の4議案と、報告事項「2025年度事業計画および

収支予算について」を審議、承認した。

それぞれ満場の拍手で採択し、このうち全浄連第13回定時総会決議における2025年度全浄連活動スローガンは「水環境を守ろう 単独処理浄化槽から 合併処理浄化槽への転換」を採択した。

また総会決議は①単独処理浄化槽年5万基の合併転換達成と、そのための予算増額要望②法定協議会設立推進と諸課題への取り組み③大規模災害に備えた広域的災害協定締結④浄化槽システム全体の脱炭素化推進事業継続⑤浄化槽台帳システム・報告システムの促進⑥浄化槽コンサルタント事業の推進⑦浄化槽設備士の地位向上・建設業における浄化槽工事業の新設——の7項目を盛り込んだ。

法定協議会設立と取り組みに関しては、行政所有の単独処理浄化槽を中心とした合併転換、合併転換促進効果を狙った維持管理費への公的助成金の拡大など。また浄化槽コンサルタント事業の推進は、自治体を対象にした集合処理から個別処理への転換提案、浄化槽を活用した避難所トイレシステムの提案を挙げた。



総会審議の様子

関係省から祝辞 顕彰状、表彰状贈呈を実施

総会閉会後は来賓祝辞があり、中田宏環境副大臣は「皆さま方におかれでは日頃より浄化槽の適正な施工、維持管理に努め、日本の水環境保全にご貢献いただいていることに改めて感謝申し上げる。さて今年1月に埼玉県八潮市で、下水道管の老朽化による大変痛ましい事故が発生した。下水道自体が悪いということではなく、私自身、横浜市長時代には下水道、浄化槽整備には大変力を注いできた。ただ今回の事故により、一つの課題が露呈したようにも思う。3月には石破首相が下水道から浄化槽への転換を含め、持続可能な選択がされるよう国としても支援を行うとの答弁があった。その後、4月には私のところにも下水道から浄化槽への転換について相談があり、環境省としても当然、積極的に支援をするというふうに申し上げた。一方で、浄化槽にも単独処理浄化槽の合併転換、法定検査受検率の向上という大きな課題がある。制度と予算の両輪で解決を図りつつ、皆さんにもぜひご協力をいただきたい」と述べた。

国土交通省住宅局の前田亮参事官は、「水環境を保全するには住宅や建築物からの生活排水処理が極めて重要。浄化槽は全国に約750万基が設置され、公共下水道に比して設置期間が短く、地形的制約を受けないという、特に人口散在地域における重要なインフラと言える。国交省としては浄化槽の性能確保のための技術基準を定め、年々進歩する浄化槽を迅速に社会実装できるよう大臣認定制度を運用している。また浄化槽法に基づく型式認定、施工上の技術上の基準、設備士の免状交付など、適正な設置を推進しているところ。近年、人口減少や過疎化が著しい地域においては、浄化槽の重要性は増す一方であり、貴会におかれても引き続き国土交通行政にご協力をいただきたい」と挨拶した。



中田宏環境副大臣



国交省住宅局・前田亮参事官

このあとは第38回全浄連会長顕彰状、表彰状贈呈が行われ、全浄連会長顕彰状が20名、全浄連会長表彰状が23名に贈られた。また受賞者を代表し、鈴木文夫氏((公社)宮城県生活環境事業協会会长)から謝辞が述べられた。

合併転換や浄化槽台帳整備など 浄化槽を取り巻く課題を講演

午後3時半からは特別講演があり、環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「浄化槽行政の現状と課題」について講演した。

沼田室長は初めに、「人口減少によって日本の社会情勢が変わりつつある。令和元年の浄化槽法改正から予算・制度も大きく変更され

ているが、やはり浄化槽行政も変わっていかなければ社会の変化に対応できない。こうした観点から、浄化槽の現状と課題、浄化槽法施行状況点検検討会の取りまとめ、今後の方向性などについて説明したい」と挨拶とともに、講演のポイントを述べた。

このうち課題では、単独処理浄化槽の合併転換、浄化槽台帳の整備と維持管理の徹底を挙げ、協議会を活用した行政・業界の連携などを優良事例として取り上げた。また浄化槽法施行状況点検検討会は、特定既存単独処理浄化槽の措置促進として、判定基準の定量化・明確化、合併転換を原則とした対応、委託業務等により指定検査機関が都道府県をサポートする体制の構築等の方策が取りまとめられたことを説明した。

講演では令和7年度予算にも言及しつつ、各地で集合処理から個別処理への見直しが進む中、国としても支援を行うことや、浄化槽の信頼向上のために維持管理の確実な実施と、その実現に向けた浄化槽台帳の整備に取り組むことなどを述べ、講演を終えた。



沼田正樹室長

懇親会に浅尾環境大臣、古川国交副大臣ら来賓多数

午後5時からは懇親会を開催し、国会、関係省、団体から多数の来賓が出席した。

上田会長の挨拶に続き、浅尾慶一郎環境大臣は「人口減少が進む中、分散型処理施設である浄化槽はさらに大きな役目を果たしていくものと考えている。全国各地で下水道区域の



特別講演の様子

見直しが進み、能登半島地震被災地の珠洲市では下水道認可区域を浄化槽へ転換する動きが出ている。環境省としてもしっかり後押ししてまいりたい」と祝辞を述べた。

吉川康国土交通副大臣は「国交省としても浄化槽の型式認定、浄化槽工事業の登録などを通じて、快適な生活環境の形成に取り組んできたところ。全浄連の皆さんにおかれでは施工技術の維持・向上、浄化槽の普及発展に取り組まれ改めてお礼申し上げたい。引き続き国土交通行政にご協力いただければ」と期待を述べた。

また自民党浄化槽推進議員連盟の鈴木俊一会長は、「汚水処理人口普及率は93.3%に達し、残る人口散在地域は、私の地元岩手県も含

めて浄化槽に頼る部分が非常に大きくなる。令和8年度の施設概成に向けて浄化槽が中心的な役割を担わなければならない。しかし単独処理浄化槽もまだまだ多く残り、浄化槽は設置後も適切な管理が必要とされている。さらに能登半島地震が起きたように、災害時はトイレの問題が発生する。皆さまのお力添えで、この浄化槽の一層の普及を期待したい」と挨拶した。

公明党代表代行で、浄化槽整備推進議員懇話会に加盟する竹谷とし子参議院議員は、「日頃より浄化槽の普及にご尽力いただき感謝申し上げる。また能登半島地震の被災地では、浄化槽があることによって平時と同様にトイレが使用できたとの声も聞いたが、被災地に



浅尾慶一郎環境大臣



古川康国土交通副大臣



自民党議連・鈴木俊一会長



竹谷とし子公明党代表代行

おいて復旧にご尽力いただいたことにも感謝申し上げたい。人口減少時代においては浄化槽の担う役割は大きく、下水道から浄化槽への転換を党としても呼びかけてきた。適正な普及へ法改正が必要との要望も伺っており、自民党と力を合わせて全力を尽くしたい」と述べた。

乾杯の発声には自民党の有村治子参議院議員が立ち、「先の国会で予定していた浄化槽法改正、今秋以降に実現できるよう関係者の皆さまと取り組んでまいりたい。全浄連におかれても浄化槽の設置、維持管理の向上、さらなる信頼獲得へ取り組んでいただけたら」と呼びかけた。



自民党・有村治子参議院議員



浄化槽の信頼向上に向け乾杯した

1. 業界功労者に対する全浄連会長顕彰状贈呈者

区分	受章年月日	氏名	所属及び役職
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	石山 道徳	(公社)北海道浄化槽協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	大粒来和彦	(公社)岩手県浄化槽協会 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月31日	鈴木 文夫	(公社)宮城県生活環境事業協会 会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	藤谷 治	(一社)秋田県浄化槽協会 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	岡 光義	(公社)福島県浄化槽協会 前副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	大西 実	(公社)茨城県水質保全協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	島田 宏	(一社)群馬県浄化槽協会 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和3年10月3日	西野 則幸	(一社)埼玉県浄化槽協会 理事長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	沢田 隆	(公社)石川県浄化槽協会 専務理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	岸本 恵治	(一社)福井県浄化槽協会 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	梅井 啓介	(一社)福井県浄化槽協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	岩澤 理夫	(一社)三重県水質保全協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	田邊 三郎	(一社)三重県水質保全協会 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	豊田 和人	(一社)三重県水質保全協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	中谷 純治	(一社)岡山県浄化槽団体協議会 検査委員長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	森 玄徳	(公社)徳島県環境技術センター 副会長
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	喜井 孝一	(公社)愛媛県浄化槽協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	寺村 重年	(公社)熊本県浄化槽協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	本藤 徹	(公社)熊本県浄化槽協会 理事
環境大臣表彰受賞者	令和6年10月1日	川峰 一	(公社)熊本県浄化槽協会 理事

2. 会員団体役員等功労者に対する全浄連会長表彰贈呈者

氏名	所属及び役職	氏名	所属及び役職
杉本 裕樹	(公社)岩手県浄化槽協会 理事	江口 典志	(公社)福島県浄化槽協会 理事
藤岡 卓夫	(公社)宮城県生活環境事業協会 事務局長	藤枝 譲	(公社)茨城県水質保全協会 理事
大泉 茂	(一社)山形県浄化槽工業協会 専務理事	武井 晶裕	(一社)埼玉県浄化槽協会 常務理事

2. 会員団体役員等功労者に対する全浄連会長表彰贈呈者

氏名	所属及び役職
栗原幸一郎	(一社)千葉県浄化槽協会 理事
堺 尚久	(一社)東京都水環境システム協会 副会長
早房 英晃	(一社)静岡県浄化槽協会 常務理事
三室 瞳	(公社)富山県浄化槽協会 総務課経理係長
福谷 智之	(一社)愛知県浄化槽協会 副会長
林 みのり	(一社)愛知県浄化槽協会 総務部総務課課長
井本 好則	(一社)兵庫県水質保全センター 理事
林 和弘	(一社)島根県浄化槽協会 会長
荒中 正紀	(公社)広島県環境保全センター 検査課長

氏名	所属及び役職
白上 誠治	(一社)山口県浄化槽協会 監事
大和 康二	(公社)徳島県環境技術センター 検査部検査第1課主任
白川 裕崇	(公社)香川県浄化槽協会 業務部業務課副主幹
青木 文雄	(公社)愛媛県浄化槽協会 常任理事
藤井 隆教	(公社)愛媛県浄化槽協会 総務部部長
伊藤 章久	(一社)高知県浄化槽協会 副会長
野田 忠道	(公財)大分県環境管理協会 主任検査員
武田 英司	(公財)鹿児島県環境保全協会 奄美支部理事

3. 会員団体構成員等に対する全浄連会長感謝状贈呈者

氏名	所属及び役職
山田 裕	(公社)北海道浄化槽協会 協会職員
相原 良充	(公社)北海道浄化槽協会 協会職員
鈴木 賢	(公社)北海道浄化槽協会 協会職員
矢島 存	(公社)北海道浄化槽協会 協会職員
船山 啓一	(公社)福島県浄化槽協会 いわき支所支所長
猪俣 孝之	(公社)福島県浄化槽協会 理事
池沢 正紀	(一社)埼玉県浄化槽協会 課長補佐
間 英洋	(一社)埼玉県浄化槽協会 理事
藤永 好美	(公社)富山県浄化槽協会 総務課(兼)検査課管理係長

氏名	所属及び役職
岩田 伸	(一社)愛知県浄化槽協会 理事
上江洲由尚	(一社)愛知県浄化槽協会 法定検査部長
脇元 克久	(一社)島根県浄化槽協会 監事
井関貴美子	(公社)徳島県環境技術センター 係長
溝渕 士郎	(公社)香川県浄化槽協会 監事
山本 将弘	(公社)香川県浄化槽協会 総務部長兼総務課長
舟津 裕吏	(一財)福岡県浄化槽協会 水質検査課長
加嶋 久嗣	(公財)大分県環境管理協会 理事



顕彰状代表受賞 一 西野則幸氏（埼玉県）



表彰状代表受賞 一 林和弘氏（島根県）



鈴木文夫氏（宮城県）から謝辞を受ける上田勝朗会長

● 2025 年度 全浄連スローガン ●

「水環境を守ろう
単独処理浄化槽から
合併処理浄化槽への転換」

● 第13回 定時総会 決議 ●

- 一、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ、年間五万基、二十年間で百万基の転換を達成する。また、そのための予算増額を要望する
- 二、全国都道府県の協議会設立を推進し浄化槽の課題に取り組む
 - ①単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換目標の達成
 - ②行政の所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽へのより強力な転換推進
 - ③維持管理費（特に単独転換後の）への公的助成金の拡大
- 三、大規模災害に備えた、広域的な災害協定の策定
- 四、浄化槽システム全体の脱炭素化事業の継続
- 五、浄化槽台帳システム・報告システムの促進
- 六、浄化槽コンサルタント事業の推進
 - ①自治体向けに集合汚水処理設備から浄化槽への転換の提案
 - ②浄化槽を活用した避難所トイレシステムの提案
- 七、浄化槽設備士の地位向上、建設業における浄化槽工事業の新設
- 八、浄化槽設備士研修会の実施、及び法改正の実現

2025 年 6 月 25 日
一般社団法人 全国浄化槽団体連合会
会長 上田 勝朗

浄化槽法施行と個人情報保護との法的関係を整理

浄化槽台帳整備や維持管理適正化推進へ通知発出

環境省

環境省は6月30日、全国都道府県知事および政令市の浄化槽行政主管部局長宛に「浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について」と題する通知を浄化槽推進室長名で発出した。浄化槽台帳の整備、維持管理向上に不可欠な個人情報の取り扱いについて、主に個人情報保護法との法的関係を整理した。内容は以下のとおり。

◆浄化槽法の施行に伴う個人情報の保護に関する法律に係る解釈について(通知)

(環循適発第2506303号令和7年6月30日)

浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「施行規則」という。)に定められる浄化槽の保守点検、清掃、設置後等の水質検査及び定期検査(以下「法定検査」という。)が適正に実施されることで、浄化槽の適正な維持管理を担保する上で極めて重要であり、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」(令和5年5月25日環循適発第2305255号)において、都道府県知事による浄化槽管理者に対する指導の強化が急務であることを改めて通知したところである。

浄化槽の維持管理徹底に向けた指導を的確かつ円滑に行うためには、浄化槽台帳に精密な情報を効果的・効率的に収集・記録し、維持管理の実施状況等を正確に把握することが必要である。そのためには、浄化槽法第54条に定められる協議会等を活用し、行政への届出情報等に留まらず、指定検査機関・関係事業者等と連携して、関係者が一体となった維持管理情報の収集・共有のための取組が求められる。

このような取組を進めるに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。)等に基づき、個人情報を含む維持管理情報等を適切に取り扱う必要があることから、下記のとおり通知するので、これらの事項に十分留意の上、その運用に遺憾なきを期すとともに、貴管下市町村、関連事業者等に対しては貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であり、関係省庁とも確認済みであることを申し添える。

記

1 都道府県又は市町村が行う個人情報の利用・提供について

(1) 都道府県又は市町村から外部に利用目的のための情報提供を行う場合都道府県又は市町村は個人情報保護法上、「行政機関等」(個人情報保護法第2条第11項第2号)に該当し、行政機関等は法令に基づく場合の他、利用目的のために保有個人情報(同法第60条第1項)を自ら利用し、又は提供することが可能である(同法第69条第1項、「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」A 3-3-2)。

行政機関等は、個人情報保護法第61条第1項に基づき、法令で当該行政機関等が行うことができるとしている具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができる。また、以上に加えて、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならない。

利用目的をできるだけ具体的かつ個別的に特定した上で、同法第62条に基づき本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときは、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならず、また同法第82条第1項に基づく開示請求に当たっては開示請求者に対して開示する保有個人情報の利用目的を通知しなければならないことから、特定した利用目的を内部的に整理したものを文書化した上で、本人が利用目的を認識することができるよう、申請書等の様式にあらかじめ記載しておく等の方法の他、窓口における掲示や口頭等、適切な方法により明示することが必要となる(「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)4-1、4-2-2)。

浄化槽法第12条及び第12条の2に基づき、都

道府県が浄化槽の維持管理に関する指導助言等を行うに当たって必要な情報を市町村が都道府県へ提供する、又は保健所設置市、事務・権限移譲された市町村が指導助言等を行うに当たって必要な情報を都道府県が当該市町村へ提供する等の法令に定められる事務又は業務を遂行するために必要となる個人情報の提供は、当該個人情報を保有するに当たり、この利用目的として特定可能なものである。

浄化槽法第49条第1項の規定に基づき、都道府県が台帳作成を行うに当たって必要な情報を市町村が都道府県へ提供する、又は保健所設置市、事務・権限移譲された市町村が台帳作成を行うに当たって必要な情報を都道府県が提供する等の法令に定められる事務又は業務を遂行するために必要となる個人情報を提供する場合も同様である。

なお、浄化槽法第49条第1項に基づく浄化槽台帳の作成を浄化槽法施行規則第57条の2第3項により指定検査機関その他の者に委託する等、都道府県又は市町村が、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託することに伴い保有個人情報を提供する場合についても、同様である。

その上で、利用目的として外部に定期的な情報提供を行うこととしている場合にあっては、個人情報保護法第75条第1項及び個人情報保護法施行令第21条各項に基づき作成する個人情報ファイル簿において、その提供先を記載しなければならず、作成した個人情報ファイル簿は当該行政機関等の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならないことに留意すること。

また、現状の利用目的の範囲に保有個人情報の外部への提供が含まれていない場合において、今後新たに保有個人情報の外部への提供を行おうとする場合は、行政機関等は個人情報保護法第61条第3項に基づき利用目的の変更を適切に行わなければならない。加えて、個人情報保護法施行令第21条第3項に基づき、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

なお、個人情報保護法上、行政機関等が利用目的を変更するに当たって本人に改めて個別に通知することは要さない。

(2) 都道府県又は市町村の内部において保有個人情報を利用する場合

個人情報保護法第69条第2項第2号では、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用す

る場合であって、相当の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用することができると定められている。

行政機関等が、浄化槽法第12条及び第12条の2に基づく浄化槽の維持管理に関する指導助言等や浄化槽法第49条第1項の規定に基づく浄化槽台帳の作成等の法令に定められた事務又は業務を遂行するためには、浄化槽の使用実態を把握する必要があり、浄化槽の維持管理情報、下水道台帳情報、し尿収集履歴や空き家等の使用実態に関する個人情報等から追跡しなければ遂行できない。そのため、これらの情報を必要な範囲で内部利用する場合は「相当の理由があるとき」に該当すると考えられ、個人情報保護法第69条第2項第2号に基づき利用目的以外の目的のために保有個人情報の内部利用が認められるものである。

(3) 都道府県又は市町村が他の地方公共団体に対して情報提供を行う場合

個人情報保護法第69条第2項第3号では、行政機関等が他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができると定められている。

この場合における「事務又は業務」と「相当な理由があるとき」についての考え方は個人情報保護法第69条第2項第2号と同様とされていることから(「事務対応ガイド」4-5-2(3))、浄化槽法第12条及び第12条の2に基づく浄化槽の維持管理に関する指導助言等や浄化槽法第49条第1項の規定に基づく浄化槽台帳の作成等の法令に定められた事務又は業務を遂行するため、都道府県が届出情報を市町村に提供する場合や、市町村が浄化槽の維持管理に関する情報、下水道台帳情報、し尿収集履歴、空き家情報等の使用実態に関する情報等を必要な範囲で都道府県に提供する等の場合については、個人情報保護法第69条第2項第3号に基づき、利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供が認められるものである。

(4) 都道府県又は市町村が法定協議会等に情

報提供を行う場合

浄化槽法第54条第1項に規定する協議会については、協議会そのものを個人情報の取扱い主体と捉えるのではなく、協議会の構成団体等それぞれを個人情報の取扱い主体と捉え、個人情報保護法第4章(民間規律)、同法第5章(公的規律)どちらが適用されるかを判断した上で、個人情報保護法上の整理を行う必要がある。そのため、協議会の業務に関して取り扱われる個人情報については、各行政機関等や指定検査機関、関係団体等がそれぞれ適用される個人情報保護法の規定を遵守する必要がある。

行政機関等が他の機関、団体等に対して情報提供を行うに当たっては、上記(1)から(3)までを踏まえ、適切に対応すること。

なお、(2)及び(3)の個人情報保護法第69条第2項第2号及び3号の規定は臨時的な利用及び提供に関する規定であり、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を特定しておくべきである。

2 指定検査機関、浄化槽関係業者等が行う情報提供について

(1) 個人情報取扱事業者が行政機関等に情報提供を行う場合

指定検査機関、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者等は個人情報データベース等(個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報保護法第16条第1項に規定するもの。以下同じ。)を事業の用に供している者であり、同法上、「個人情報取扱事業者」(同法第16条第2項)に該当する。

当該個人情報取扱事業者が、行政機関等より浄化槽法第49条第2項に基づき情報提供を求められた場合には、個人情報保護法第27条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当するものとして、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データ(個人情報保護法第16条第3項)を行政機関等に提供することが可能である。

なお、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供したときは個人情報保護法第29条第1項により記録を作成しなければならないが、当該個人データの提供が同法第27条第1項各号に該当する場合には、この限りでない(個人情報保護法第29条第1項ただし書、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」2-1)。

(2) 個人情報取扱事業者が他の事業者に個人データの取扱いの委託を行う場合

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合(個人情報保護法第27条第5項第1号)には、当該委託先は第三者に該当しないとされ、この場合にあっては、あらかじめ本人の同意を得る必要はなく、また、同法第29条第1項及び第30条第1項による確認・記録義務は適用されない(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」2-1-2)。

3 保有個人情報又は個人データの安全管理のための措置

(1) 都道府県又は市町村における措置

個人情報保護法第66条第1項に基づき、行政機関等は保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、同項の規定は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合にあっては、個人情報保護法第66条第2項に基づき、当該業務について委託を受けた者にも準用される。

個人情報の取扱いの委託に当たっては、個人情報の範囲は当該業務の内容に照らして必要最小限でなければならず、委託先について個人情報の適切な管理を行なう能力を有しない者を選定することがないよう必要な措置を講ずるとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督の一環として、法に従った個人情報の適切な取扱いが確保されるように、委託先に対して必要な助言や指導を行うこと。

(「個人情報保護法ガイドライン(行政機関編)」5-3-1、「事務対応ガイド」4-3、4-8-9)。

(2) 個人情報取扱事業者における措置

個人情報保護法第23条に基づき、個人情報取扱事業者はその取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データを提供する場合、同法第25条に基づき、個人情報取扱事業者は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならぬことに留意すること(「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」3-4-4、3-6-3)。

以上

理事会・総会で上田勝朗会長が新会長に 懇親会に関係省、団体から来賓多数

浄中連

浄化槽中央連絡協議会(浄中連)は7月1日、東京・市ヶ谷のホテルグランドヒル市ヶ谷で令和7年度定期総会・懇親会を開催した。令和6年度事業報告等を審議・承認し、新会長には(一社)全国浄化槽団体連合会の上田勝朗会長を選出した。総会後は懇親会を開き、環境省環境再生・資源循環局の角倉一郎局長、浄化槽推進室の沼田正樹室長らが来賓として出席した。

同団体は浄化槽関係団体の横の連携を強化するため昭和62年に組織されたもので、毎年持ち回りにて各団体の代表が会長を務めている。今年度は会長に上田勝朗氏を選出し、副会長は全国環境整備事業協同組合連合会の玉川福和会長、全国浄化施設保守点検連合会の渡辺賢治会長が務めることとなった。

また令和7年度事業計画には、単独処理浄化槽の合併転換促進に向けた行財政措置拡充のための活動、各種情報交換と意見交換、国会や諸官庁、関係機関への建議・要望活動、全国浄化槽大会の実施協力、災害復興支援活動と防災協定等の協力体制の推進など8項目を盛り込んだ。

総会後の懇親会で上田会長は、「この浄中連という組織は具体的な事業を持っているわけではないが、各団体において適正普及に向けた啓発活動をしていただけたら。浄化槽の信頼向上が一番の課題であり、住民の方に浄化槽をより知っていただき、それが口コミで広まるような状況をつくりたいというのが私の考え。全浄連においては昨年、『浄化槽ビジョン2024』を作成させていただいた。この取り組みを進め、次世代を担う若手が夢や希望を持てる業界にしていきたい。そのためには浄中連における情報交換も重要なことであり、どうか最後まで懇親を深



浄中連総会懇親会で挨拶する上田会長

めていただきたい」と挨拶した。

また来賓出席した角倉局長は、「環境再生・資源循環局次長を2年間務めてきたが、本日付で局長を拝命した。実は環境省で初めに就いた管理職ポストも浄化槽推進室で、この浄化槽に対する思いは誰にも負けないと自負している。さて浄化槽を取り巻く課題は多いが、最大の課題は単独処理浄化槽の合併転換。地方財政を取り巻く環境を踏まえれば、これからは下水道から浄化槽への転換も選択肢の一つとして注目されるようになるとを考えている。今年3月には石破総理が集合から個別処理への転換に言及した。骨太の方針にも浄化槽推進が位置づけられ、環境省としても国交省と連携しながら一層の普及促進に努めてまいりたい」と祝辞を述べた。

乾杯の発声には(公財)日本環境整備教育センターの萩原辰男常任理事が立ち、「浄化槽の役割が一層増す中、合併転換、維持管理適正化へ、浄中連においても連携を深めたい」と述べた。

公共下水道事業認可区域を浄化槽に転換

石川県・珠洲市の令和6年能登半島地震インフラ復旧で

石川県珠洲市は、令和6年能登半島地震で被災した公共下水道について、復旧に係る迅速性と費用、将来負担の軽減の観点から一部合併処理浄化槽に切り替える方針を明らかにした。

同方針は6月10日の第6回定例議会で泉谷満寿裕市長が示した。浄化槽に切り替わるのは同市若山地区、宝立地区で、当該地区的住民には5月29日、同30日にかけて説明会を開催し、理解を得たという。

今後、7月末までに下水道事業計画、都市計

画の計画変更に係る手続きを進め、両地区の大部分を浄化槽整備区域に変更。現在使用している地上設置型の仮設浄化槽は埋設型に変更し、順次、浄化槽の本格導入を進めていくこととした。

国土交通省でも令和7年度から下水道管路の撤去に補助を行うなど、集合から個別処理への切り替えに支援を行うようになったが、下水道事業認可区域が浄化槽に切り替わるのは全国初の事例となる見込み。

環境省

令和6年能登半島地震被災地支援で表彰状

(一社)全国浄化槽団体連合会が令和6年能登半島地震で浄化槽の被害状況調査や復旧に尽力したことに対し、環境省は6月25日、感謝の意を示し表彰状を贈った。表彰式には上田勝朗会長が出席し、浅尾慶一郎環境大臣より表彰状が渡された。



表彰式には全浄連・上田会長のほか、26の企業・団体の代表が出席した

令和4年度末時点で13県が法定協議会設置 浄化槽諸課題解決へさらなる推進を

環境省

環境省の調べによると、令和4年度末時点で法定協議会は全国に67団体、うち13団体が都道府県によるものだった。協議会の検討課題は組織ごとに多岐にわたるが、主な内容としては単独処理浄化槽の合併転換促進、維持管理費助成制度の検討、広域災害協定の検討、浄化槽台帳の整備、法定検査受検率の向上と行政指導の検討などが多い。

環境省の令和5年度調査で協議会を組織していると回答した都道府県のうち、埼玉県は学識経験者、指定検査機関、浄化槽団体、政令市および市町村、県職員などが参画し、作業部会において浄化槽台帳の検討を行っているという。特に課題となる浄化槽維持管理情報については、実務者の視点から持続可能な仕組みについて聞き取りと関係者間の合意形成を行い、台帳整備後の合併転換や、法定検査受検率促進の取り組みにもつなげる考えがある。

また鳥取県においては、浄化槽管理者への支援、浄化槽の適正な維持管理、浄化槽の整備、特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽関係者の技術力向上とテーマを定め、維持管理の各作業の実施率向上、浄化槽台帳の整備・更新・利活用、不適正管理に対する行政指導と改善事項、公共浄化槽事業等の検討、避難所等における単独処理浄化槽の合併転換、特定既存単独処理浄化槽の現状把握・統一的な認定と指導、判定に係る意見交換など課題ごとに詳細な検討を進めている。県では関係者間の調整と合意形成、これまで抱えていた行政課題の解決をメリットとして挙げている。

徳島県では、単独処理浄化槽の合併転換に係る有効な方策、浄化槽台帳作成のための設置情報収集、適正な維持管理の推進等について、県、

市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、浄化槽PFI事業を行う特別目的会社などが検討を重ねている。行政、関係業者等のそれぞれの立場で意見交換・情報共有を行い、さらに災害時における浄化槽汚泥の収集運搬、処理のルール作りについても検討を進めているという。

法定協議会は浄化槽法の令和元年度改正で規定された組織で、都道府県または市町村が、行政、浄化槽管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者、指定検査機関等と、浄化槽の適正な普及等について協議するための組織とされている。近年は浄化槽を取り巻く予算や制度、課題が複雑化し、行政のみでは解決が困難なケースも存在する。こうした際に浄化槽に携わる関係者が集まる同協議会の意義は大きく、(一社)全国浄化槽団体連合会においても第13回定時総会決議に「全国都道府県の協議会設立を推進し浄化槽の課題に取り組む」ことを盛り込んだ。

単独処理浄化槽の合併転換、維持管理費への公的助成金の拡大、さらには近年頻発する災害に備えた広域的な災害協定の策定にも協議会の存在は欠かせない。能登半島地震でも迅速な被害状況調査で官民連携の重要性が取り上げられ、待ったなしの課題となっている。

令和4年度末時点の法定協議会の設置状況（都道府県のみ抜粋）

地方公共団体名	協議会名	設置年月 ※予定を含む	構成員
栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	1990年 9月	県、県内全市町、指定検査機関
群馬県	群馬県浄化槽適正処理促進協議会	2023年 2月	県及び関係市町村の担当課長、指定検査機関及び浄化槽保守点検・清掃業者等に関する団体の長
埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	2020年 7月	(1) 学識経験者 (2) 指定検査機関 (3) 浄化槽関係団体を代表する者 (4) 政令指定都市職員 (5) 市町村職員 (6) 県職員 (7) その他適当と認められる者
山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	2020年 12月	県、保健所設置市、市町村、指定検査機関、保守点検業者（団体）、浄化槽工事業者（団体）、浄化槽清掃業者（団体）
愛知県	愛知県浄化槽協議会	2021年 3月	・工事業者（団体）・保守点検業者（団体）・清掃業者（団体）・指定検査機関・愛知県、名古屋市、岡崎市、豊田市、豊橋市、一宮市
滋賀県	滋賀県浄化槽適正処理促進協議会	2021年 5月	・県・全市町・指定検査機関・業界団体
鳥取県	鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会	2021年 6月	・有識者・指定検査機関・民間団体（一般社団法人鳥取県浄化槽協会）・浄化槽管理者（公募委員）・権限移譲市町職員、保健所設置市職員、南部町職員・県職員
広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	2014年 4月	広島県、県内全23市町、指定検査機関、浄化槽清掃業者団体、浄化槽保守点検業者団体、浄化槽工事業者団体、浄化槽製造業者団体
徳島県	とくしま浄化槽連絡協議会	2020年 8月	(1) 徳島県（水・環境課、総合県民局、東部保健福祉局、環境指導課、建築指導室）(2) 市町村浄化槽及び環境担当部局(3) 指定検査機関(4) 浄化槽保守点検業登録業者及びこれらで組織する団体(5) 市町村の浄化槽清掃業許可業者及びこれらで組織する団体(6) 浄化槽工事業登録業者及びこれらで組織する団体(7) 市町村設置型浄化槽整備特別目的会社(8) その他、協議会の目的達成のために必要と認めたもの
高知県	高知県浄化槽連絡協議会	1990年 4月	(1) 高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所(2) 高知市建築指導課及び環境保全課(3) 市町村浄化槽行政担当課(4) し尿関係一部事務組合(5) 高知県環境検査センター(6) 高知県浄化槽協会
福岡県	福岡県浄化槽台帳協議会	2021年 1月	・県・市町村団体・保守点検及び清掃業者団体・指定検査機関
大分県	大分県浄化槽維持管理協議会	2023年 3月	県、県内全市町村、指定検査機関、工事業者（団体）、保守点検・清掃業者（団体）
宮崎県	宮崎県浄化槽適正化推進協議会	2022年 8月	県、市町村、県浄化槽協会、指定検査機関

生活排水未処理人口が対前年度4.1万人減

汚水衛生処理率は0.4ポイント増の89.5%に

総務省

総務省はこのほど、浄化槽や下水道などにより生活排水を適正に処理している令和5年度生活排水処理人口は、対前年度比4万1000人減の1億1176万人だったと発表した。ただし総人口の減少により、汚水衛生処理率は前年度比0.4ポイント増の89.5%となった。

汚水衛生処理率は、「現在水洗便所設置済人口」を「住民基本台帳人口」で割って算出される。ここでの水洗便所設置済人口とは、水洗便所を使用しているだけでなく、生活排水を適切に処理している人口を指し、単独処理浄化槽やくみ取り便槽の使用世帯、また集合処理施設の供用開始区域内であっても未接続の世帯は除外される。

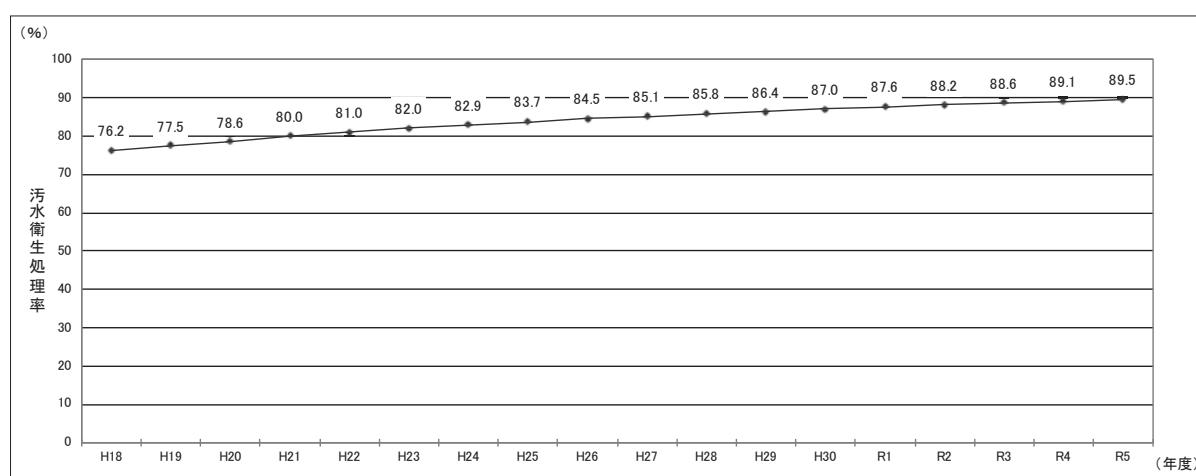
今回、総人口の減少により数値上は改善が見られたものの、生活排水処理の実態はむしろ縮小傾向にあり、制度の持続性やインフラの維持

に影を落としかねない状況が浮かび上がった。

また類似の指標として、汚水処理の利用が可能な人口を分子とする「汚水処理人口普及率」があるが、こちらでも令和5年度から、処理区域内人口は減少しているにもかかわらず普及率は上昇するという“逆転現象”が確認されていた。

汚水衛生処理率の施設ごとの内訳は、公共下水道が処理人口9677万9000人・処理率77.5%(前年度9666万1000人・77.1%)、農業集落排水が同246万5000人・2.0%(252万3000人・2.0%)、コミプラが15万5000人・0.1%(16万4000人・0.1%)、浄化槽が1224万5000人・9.8%(1233万4000人・9.8%)だった。

浄化槽処理人口のうち、特定地域生活排水処理施設(公共浄化槽事業)は51万人(同51万1000人)、個別排水処理施設(単独事業)は12万2000人(同7万6000人)だった。



汚水衛生処理率の推移

(単位: %)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理率	76.2	77.5	78.6	80.0	81.0	82.0	82.9	83.7	84.5	85.1	85.8	86.4	87.0	87.6	88.2	88.6	89.1	89.5
伸び率	2.3	1.7	1.4	1.8	1.3	1.2	1.1	1.0	1.0	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.6	0.4

小規模合併槽出荷基数 8.7 万基と 1 割減 特定既存単独等の合併転換が喫緊の課題に

JSA

(一社)浄化槽システム協会(JSA)がまとめた浄化槽出荷基数統計によると、令和 6 年度小規模合併槽(50 人槽以下)の出荷基数は 8 万 7032 基(対前年度比 9.6% 減)と昨年度に続き大幅に減少した。

統計のうち、主力の小規模合併槽の内訳を人槽別に見ると、5 人槽が 6 万 3914 基(同 10.2% 減)、6 人槽が 134 基(同 78.8% 減)、7 人槽が 1 万 4169 基(同 7.5% 減)、9~10 人槽が 3282 基(同 4.4% 減)、11~20 人槽が 2053 基(同 2.1% 減)、21~30 人槽が 1903 基(同 2.6% 増)、31~50 人槽が 1577 基(同 8.4% 減)だった。

出荷基数が落ち込んだ要因は、住宅着工戸数がリーマンショック時に近い水準まで落ち込んだことによる。近年の住宅価格の上昇、住宅ローン金利のさらなる上昇、不安感、経済情勢の

先行き不透明感など、住宅市場には逆風が吹き荒れている。令和 6 年度は 81 万 6018 戸(同 2.0% 増)と 3 年ぶりに増加したが、浄化槽は住宅着工戸数の増減に遅れて反映される傾向があり、昨年度に引き続き大幅減となった。

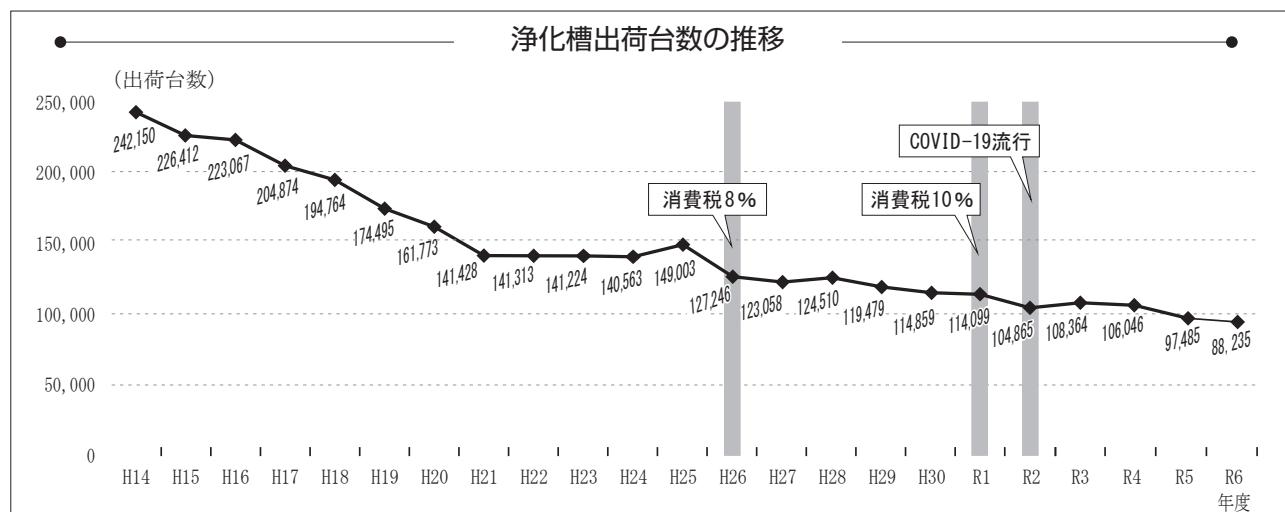
近年は海外に設置される浄化槽が増加しているものの、主力市場は国内であり、出荷基数の維持のためには汚水処理手法の見直し、既設単独処理浄化槽の合併転換促進が必要とされている。

令和 6 年度の浄化槽機種別出荷台数推移表

(一社)浄化槽システム協会

項目	浄化槽出荷数				RC・その他		合計	
	小規模合併槽		中規模合併槽					
年月	台数	前年比 (%)						
R6/4	7,207	93.1	107	105.9	2	100.0	7,316	93.3
5	7,624	91.9	88	84.6	0	-	7,712	91.8
6	8,279	90.4	87	122.5	1	-	8,367	90.7
7	7,934	89.7	94	101.1	1	100.0	8,029	89.8
8	6,339	86.7	82	149.1	1	-	6,422	87.2
9	7,695	91.1	118	81.9	1	100.0	7,814	90.9
10	7,545	88.2	104	115.6	0	-	7,649	88.5
11	8,425	94.2	139	100.7	1	-	8,565	94.3
12	7,462	90.0	119	92.2	0	-	7,581	90.0
R7/1	5,817	93.1	61	88.4	0	-	5,878	93.0
2	6,924	89.4	105	107.1	0	-	7,029	89.6
3	5,781	86.6	92	74.2	0	-	5,873	86.4
R6 年度累計	87,032	90.4	1,196	98.4	7	77.8	88,235	90.5

(注) 年度累計の段の数値は実数表示までの月の累計です。前年比は前年同月までの累計との対比(%)です。



2025年度「浄化槽の日」第39回全国浄化槽大会実施要領

1. 目的 「浄化槽の日」を記念し、浄化槽の健全な普及促進を図り、生活環境の保全、向上に寄与することを目的とする。
2. 主催 「浄化槽の日」実行委員会
3. 後援 環境省、国土交通省(予定)
4. 開催日時 2025年10月1日(水) 14:30～18:30
5. 会場 ホテルグランドヒル市ヶ谷
東京都新宿区市谷本村町4-1 TEL 03-3268-0111
6. 大会次第
- ① 全国大会記念式典 14:30～15:30
開会挨拶、浄化槽の日実行委員会代表挨拶、関係省大臣挨拶、浄化槽適正整備推進決議、浄化槽関係功労者表彰、大会標語 入選者表彰
 - ② 記念講演 15:30～16:30
演題 災害時のトイレ問題と対策～能登半島地震の教訓を備えにいかす～
講師 特定非営利活動法人日本トイレ研究所 代表理事 加藤 篤
 - ③ 懇親会 17:00～18:30
7. 参加団体
- | | |
|--------------------|--------------------|
| (一社) 浄化槽システム協会 | (公財) 日本環境整備教育センター |
| 全国浄化槽推進市町村協議会 | (一社) 日本環境保全協会 |
| 全国環境整備事業協同組合連合会 | (一社) 日本空調衛生工事業協会 |
| 全国管工事業協同組合連合会 | 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 |
| (一財) 全国建設研修センター | (一財) 日本環境衛生センター |
| (一社) 全国浄化施設保守点検連合会 | (一社) 全国浄化槽団体連合会 |
| (公社) 日本水環境学会(賛助委員) | |
8. 対象 全国浄化槽関係者、浄化槽関係学識経験者
9. 入場者数 約800名

「浄化槽の日」 第38回全国浄化槽大会 標語決まる!!

「浄化槽の日」実行委員会はこのほど、「浄化槽の日」関連行事である今年の第39回全国浄化槽大会で表彰される標語の入選4作品を発表した。最優秀賞、優秀賞作品は以下のとおり。

入選者は浄化槽大会で表彰され、最優秀賞には5万円、優秀賞には各1万円の賞金が贈られる(学生には図書カード)。標語は今後、浄化槽普及に向けアピールするため、全国的なキャンペーン等で活用される。

- 【最優秀賞】・合併転換 わが町の 環境守る 合言葉(一般の部)
- 【優秀賞】・浄化槽 百年先へ つなぐ水 (一般の部)
・浄化槽 つなぐ・つながる 水・未来 (一般の部)
・浄化槽 きらめく水が めぐる街 (学生の部)

未来型インフラを足元から、現場の声が浄化槽技術を進化させる

浄化槽技術研究会

会員募集

浄化槽技術研究会とは

- 設立:昭和61年11月(浄化槽法施行1周年&日本環境整備教育センター設立20周年記念)
- 目的:現場からの技術課題・研究成果の共有を通じて、浄化槽技術の発展と普及を推進

入会対象

- ・浄化槽関係の技術者
- ・行政担当者
- ・関連団体の関係者など

ぜひご入会をお待ちしております。

くわしくは(公財)日本環境整備教育センターにお問い合わせくださいか、

<https://www.jeces.or.jp/pages/58/>、QRコードから規程や入会申し込み方法をご覧ください。

会員特典(個人・賛助会員共通)

- 会員限定Webページの利用

【コンテンツ例】

- 全国研究発表会の動画視聴
- 「月刊浄化槽」特集記事のアーカイブ
- 「浄化槽用語辞典」のHTML版ダウンロード
- 浄化槽関連メーカー情報・技術リンクの一覧



個人会員特典

- ・月刊誌「月刊浄化槽」の毎月送付(1冊)
- ・書籍1冊目の定価の1割引
- ・技術的なQ&A・相談対応
- ・実務セミナーの会員価格(5,000円)

賛助会員特典

- ・「月刊浄化槽」毎月最大10冊まで送付
- ・すべての書籍が定価の1割引
- ・セミナーの会員価格(3,000円)
- ・自社所在地でのセミナー開催(要相談)
- ・教育センターサイトにバナー広告掲載可(有料)

公益在団法人 日本環境整備教育センター TEL03-3635-4884

全淨連・会務報告

月 日	摘 要	会場・訪問先
5月9日	「全淨連監事監査」	全淨連会議室
5月9日	第1回正副会長会、第1回功労者顕彰委員会、第1回全国浄化槽推進政治連盟常任幹事会	ホテルグランドヒル市ヶ谷
5月28日	「第58回理事会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
6月19日	「第1回検査委員会」(Web会議)	全淨連会議室
6月25日	第2回正副会長会、第13回定時総会、2025年度全国浄化槽推進政治連盟幹事会、懇親会	ホテルグランドヒル市ヶ谷
7月22日	「第2回保守・清掃委員会」(Web会議)	全淨連会議室
7月28日	「第3回正副会長会」(Web会議)	全淨連会議室

全淨連関係機関・団体との会議等報告

月 日	摘 要	会 場
5月21日	(一社) 千葉県環境保全センター「令和7年度第13回定時総会・懇親会」	オーベラ千葉ホテル
5月22日	(公社) 全国都市清掃会議「意見交換会」	ホテル日航大分
5月26日	(一社) 東京都水環境システム協会「令和7年度第52回通常総会・懇親会」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
5月29日	(公社) 香川県浄化槽協会「第15回定時総会」	JR ホテルクレメント高松
5月29日	(一社) 栃木県浄化槽協会「2025年度第14回通常総会・懇親会」	ホテル東日本宇都宮
5月30日	(公社) 徳島県環境技術センター「第15回定時社員総会」	徳島グランヴィリオホテル
5月30日	(公社) 愛媛県浄化槽協会「第15回通常総会、式典、懇親会」	ANA クラウンプラザホテル松山
5月30日	税制調査会主催勉強会	自由民主党本部
5月30日	(一社) 建設広報協会「令和7年度定時総会」	ホテルルポール麹町
6月3日	(一社) 島根県浄化槽協会「令和7年度第14回定時総会・懇親会」	サンラボーむらくも
6月3日	(公社) 千葉県浄化槽検査センター「第13回定時総会」	オーベラ千葉ホテル
6月3日	(一社) 日本環境衛生施設工業会「第14回通常総会・懇親会」	日比谷国際ビルコンファレンススクエア
6月5日	浄化槽中央連絡協議会「第1回事務連絡会議 (Web会議)」	全国管工事業協同組合連合会
6月6日	全淨連九州地区協議会「令和7年度総会」	レンブランツホテル大分

月 日	摘 要	会 場
6 月 9 日	(一社) 日本環境保全協会「令和 7 年度定時総会・懇親会」	ホテルメトロポリタンエドモンド
6 月 11 日	(公社) 神奈川県生活水保全協会「第 46 回通常総会・懇親会」	ロイヤルホールヨコハマ
6 月 12 日	全淨連中国地区協議会「令和 7 年度定時総会」	松江エクセルホテル東急
6 月 12 日	(一社) 凈化槽システム協会「令和 7 年度総会・懇親会」	東京グランドホテル
6 月 12 日	令和 7 年度日本廃棄物団体連合会幹事会	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター
6 月 13 日	(公社) 福島県浄化槽協会「令和 7 年度第 13 回定時総会・懇親会」	ウェディングエルティ
6 月 14 日	日本トイレ協会「創立 40 周年記念パーティ」	機械振興会館
6 月 16 日	全淨連東北地区協議会「第 51 回通常総会」	大鰐温泉 四季の湯 不二やホテル
6 月 16 日	日本廃棄物リサイクル事業協同組合「50 周年記念式典・祝宴」	ホテルオークラ東京
6 月 16 日	3R・資源循環推進フォーラム「第 21 回理事会・総会」	ビジョンセンター東京虎ノ門
6 月 18 日	第 39 回「浄化槽の日」実行委員会 (Web 会議)	全淨連会議室
6 月 18 日	(一社) 愛知県浄化槽協会「第 45 回定時社員総会・懇親会」	名古屋東急ホテル
6 月 19 日	(一社) 静岡県浄化槽協会「第 12 回定時総会」	グランディエールブケトーカイ
6 月 20 日	(一社) 高知県浄化槽協会「第 13 回令和 6 年度定時社員総会・懇親会」	城西館
6 月 20 日	(一社) 日本住宅協会「令和 7 年度第 77 回通常総会」	ホテルルポール麹町
6 月 20 日	(公社) 全国産業資源循環連合会「法人化 40 周年記念式典・第 15 回定時総会・懇親会」	明治記念館
6 月 25 日	令和 6 年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰式	環境省
6 月 26 日	令和 7 年度(第 39 回)日本廃棄物団体連合会総会・講演会	日比谷国際ビルコンファレンススクエア
7 月 1 日	浄化槽中央連絡協議会「令和 7 年度理事会、定期総会、懇親会」	ホテルグランドヒル市ヶ谷
7 月 2 日	第 1 回全淨連近畿ブロック協議会	大阪キャッスルホテル
7 月 3 日	(一社) 全国浄化施設保守点検連合会「第 44 回定時役員総会・懇親会」	宇都宮東部ホテルグランデ

ShinMaywa 淨化槽(小型・中型)専用放流ポンプ

VISION WITH INSIGHT

新製品

いいことづくめの e-NORUS

e-ノーラスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせで
脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号

CRB321ES



- ✓ 業界初! 同じポンプで自動交互・同時運転!
- ✓ 設置スペースをよりスマートに!
- ✓ 50Hz/60Hzヘルツフリー! 製品在庫が削減できます!
- ✓ フロート式に比べ更に軽量化! (5.4kg → 4.5kg)
- ✓ ケーブル膨潤抑制! 耐塩素ケーブルを標準装備!

新明和工業株式会社

新明和 [検索](#) <http://www.shinmaywa.co.jp>

流体事業部
営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-9845
流体事業部
(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-6411
(システム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-5475

北海道支店 ☎(011)641-0881 関西支店 ☎(06)4807-5520
東北支店 ☎(022)237-7551 中国支店 ☎(082)282-7176
関東支店 ☎(048)653-6771 九州支店 ☎(092)411-5461
中部支店 ☎(052)231-2201

「完全防水」「耐衝撃」が定評のポータブル型ラインナップ

DOメーター



型式: ID-160T

MLSS計



【上位モデル】
型式: IM-100P
※廉価モデルもあります

pH/ORPメーター



型式: IP-140T

5年延長保証
安心パックPlus+付

センサー
1年保証

- ・メモリー機能 (30 件)
- ・「まきとりーる」標準付属
- ・完全防水 (IP68・水深10m 防水)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m)

5年延長保証
安心パックPlus+付

- ・通常のメンテナンスは水道水の校正でOK
- ・5種の相関式を搭載
- ・界面、水深測定機能付
- ・完全防水 (IP67)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m/ 本体)

5年延長保証
安心パックPlus+付

- ・「採水」「投込」両方で使える電極
- ・内部液の交換が可能
- ・メモリー機能 (30 件)
- ・「まきとりーる」標準付属
- ・計量法型式承認番号取得
- ・完全防水 (IP68・水深10m 防水 / 本体)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m/ 本体、2m/ 電極)

DO計・pH計で使える!

プローブホルダー



お試し品

プレゼント中!

マンガで紹介
しています!



テスト器貸出無料
～お気軽にお試しください～

IJIMA

飯島電子工業株式会社

TEL: 0120-67-2827

受付 9:00 ~ 17:20 (月~金)

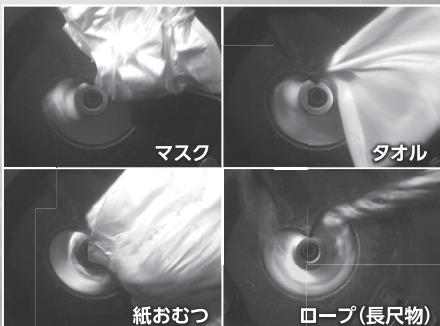
〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田1-1

Email: eigyou@ijima-e.co.jp <https://www.ijima-e.co.jp>



高効率と通過性を兼ね備えた 水中ノンクロッグ型スマッシュポンプ BN型

“スマッシュ機構”により異物を通過！



社内通過試験の様子

水中ノンクロッグ型スマッシュポンプ BN型

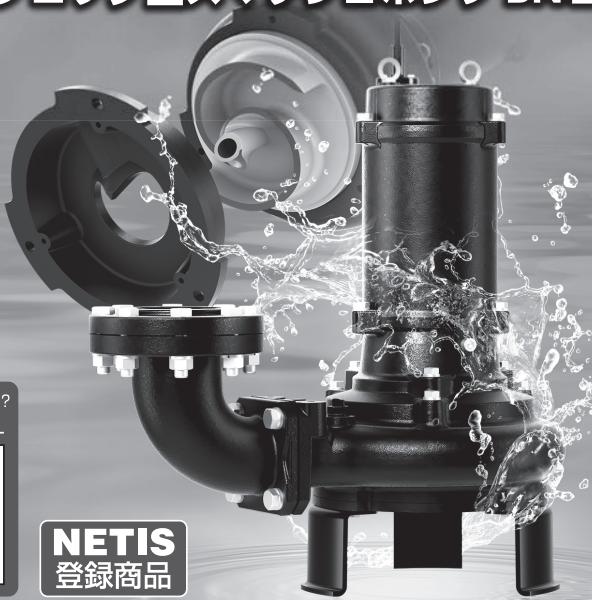
吐出し口径：80mm・100mm

出 力：1.5～15kW

“スマッシュ機構”とは？
詳細はこちら



NETIS
登録商品



株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385 東京支店：TEL.(03)3833-0331 北陸支店：TEL.(076)268-2761 近畿支店：TEL.(06)6911-2311 四国支店：TEL.(087)815-3535
東北支店：TEL.(022)284-4107 北関東支店：TEL.(028)613-1520 中部支店：TEL.(052)361-3000 中国支店：TEL.(082)923-5171 九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp



All for Lives.

TOHIN

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TOHINグループは、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて社会の課題解決に取り組んでいます。

TX TURBO BLOWER 空気輪受式単段ばっ氣ブロワ



高効率で静肅性、耐久性の高い
ロータリーブロワ



省エネルギー・省メンテナンス
下水処理や産業排水処理にかかるコスト・CO2を大幅に削減



遠隔操作などのIoTにも対応可能な
制御盤・プロワボックス



個体・粉体・液体・連続吸引など
様々な用途に対応できる各種クリーナー

製造元 東浜工業株式会社

総販売元 東浜商事株式会社

（ISO9001認証取得）

久喜工場 〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町13番地
清久工場 〒346-0035 埼玉県久喜市清久町6-3
東京本社 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-20-7
札幌営業所 〒003-0011 札幌市白石区中央1条5丁目11-16
名古屋営業所 〒454-0976 名古屋市中川区服部2-1204
大阪営業所 〒564-0051 吹田市豊津町17-35
福岡営業所 〒812-0893 福岡市博多区那珂1-29-23

TEL 0480-22-7945 (代) FAX 0480-22-7949
TEL 0480-23-2600 (代) FAX 0480-23-3949
TEL 03-3230-3426 FAX 03-3230-3420
TEL 011-821-6312 (代) FAX 011-842-2619
TEL 052-432-5485 (代) FAX 052-432-5513
TEL 06-6380-1031 FAX 06-6380-1039
TEL 092-441-1424 FAX 092-431-4817

URL [https://www.tohin.co.jp/](http://www.tohin.co.jp/)

全淨連NEWS

